

5年以上働けば正社員になれる？

【質問】

平成23年4月1日から1年契約の契約社員として今の会社で4年働いています。法律が改正されて同じ会社で5年を超えて働けば正社員になれると聞いたのですが本当ですか。

【答え】

現在、期間の定めのある有期労働契約で働く人の約3割が契約更新を繰り返して通算5年を超えて働いている実態があるとされています。その下で生じる雇用不安を解消するために平成25年4月に改正労働契約法が施行され、有期労働契約の新しい3つのルールができました。

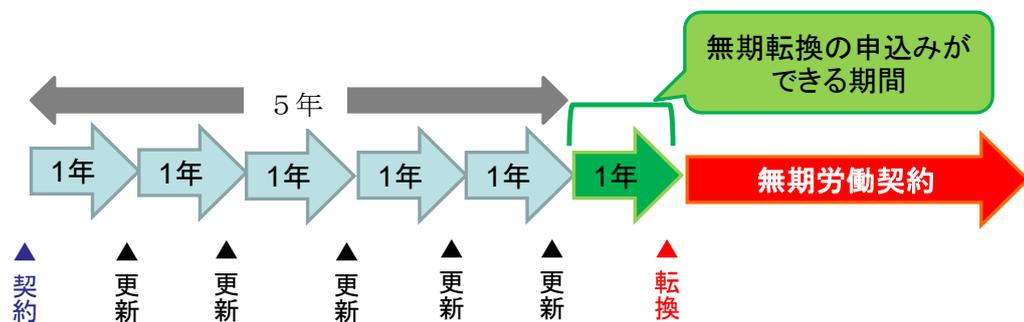
1. 無期労働契約への転換
2. 「雇止め法理」の法定化
3. 不合理な労働条件の禁止

上記の「1. 無期労働契約への転換」のルールは有期労働契約で働くパート、アルバイト、契約社員などの方が契約の更新を繰り返して同じ会社で通算5年を超えて働いた場合に、労働者が申込みをすれば**期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換**できるルールです(労働契約法第18条)。

このルールは無期労働契約になることであり、労働条件(職務、勤務地、賃金、労働時間など)は労働協約、就業規則や個々の労働契約に別段の定めがない限り、直前の有期労働契約のときと同一となります。したがって5年以上働けば無期契約の労働者となれますが、正社員の労働条件が保証されるわけではありません。

また、通算契約期間のカウントは平成25年4月1日以後に結ばれた有期労働契約が対象になります。平成25年3月31日以前の有期労働契約は通算期間に含めませんので、ご質問の場合、通算期間が5年を超えるのは最短で平成30年4月1日以後になります。

【契約期間が1年の場合の例】



転換のためには次のように申込みをすることが必要です

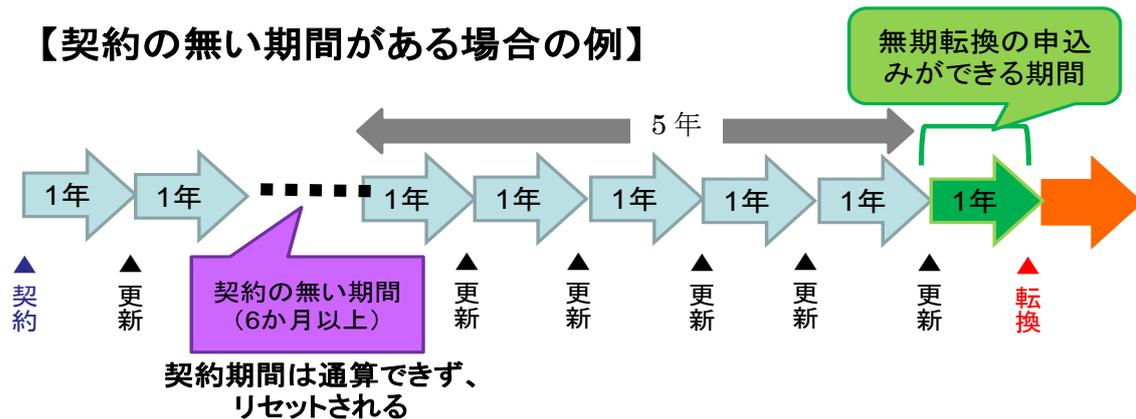
- ① **申込み** 平成25年4月1日以後に結ばれた有期労働契約の通算期間が5年を超える場合、その契約期間の初日から末日までの間に無期転換の申込みをすることができます。申込みをするかどうかは労働者の自由です。

② **転換** 無期転換の申込みをすると使用者が申込みを承諾したものとみなされ、無期労働契約がその時点で成立します。無期に転換されるのは、申込み時の有期労働契約が終了する翌日からです。

なお、更新時に無期転換を申込まないことを契約更新の条件とすることはできません。

ただし、契約がない期間（1年契約の場合は6か月以上）が間にあるとそれまでの契約期間はリセットされます。たとえば1年契約を1回更新して2年間働いた後、6か月間契約のない期間をはさみ、後にまた同じ会社で働いたとしても、はじめの2年間は通算契約期間にカウントされませんので注意が必要です。

【契約の無い期間がある場合の例】



契約期間	契約の無い期間
2か月以下	1か月以上
2か月超～4か月以下	2か月以上
4か月超～6か月以下	3か月以上
6か月超～8か月以下	4か月以上
8か月超～10か月以下	5か月以上
10か月超	6か月以上

【ワンポイントアドバイス】

- ❖ 改正労働契約法の「無期労働契約への転換」は別段の定めがない限り、契約期間以外の労働条件は有期労働契約のときと同一となり、正社員の労働条件が適用されるわけではありません。
- ❖ 「無期労働契約への転換」の申込みをするとその時点で使用者は申込みを承諾したものとみなされ、無期労働契約が成立します。
- ❖ 平成25年4月1日以後の労働条件通知書を保管しておき、通算契約期間を確認しましょう。